

# I 平成24年度、平成25年度及び平成27年度包括外部監査の結果に基づき講じた措置の状況

## 1 平成24年度

(単位：件)

特定の事件 (テーマ)	措置を講ず べき部局	監査結果 (指摘) A	措置済 B	今回措置を 講じたもの※1 C	未措置 A-B-C
学校教育に係る事務の執行及び運営管理について	知事部局	3	3	—	0
	教育委員会	62	58	1	3
	計	65	61	1	3

※1 教育委員会教育長から平成28年9月20日付け教総第301号で通知があったもの

## 2 平成25年度

(単位：件)

特定の事件 (テーマ)	措置を講ず べき部局	監査結果 (指摘) A	措置済 B	今回措置を 講じたもの※2 C	未措置 A-B-C
公有財産等に係る事務の執行	知事部局	25	21	2	2

※2 知事から平成28年9月14日付け行第64号で通知があったもの

## 3 平成27年度

(単位：件)

特定の事件 (テーマ)	措置を講ず べき部局	監査結果 (指摘) A	措置済 B	今回措置を 講じたもの※3 C	未措置 A-B-C
指定管理者制度適用に関する公の施設に係る事務の執行	知事部局	28	—	23	5

※3 知事から平成28年9月14日付け行第66号で通知があったもの

## II 監査結果（指摘）に基づき講じた措置

### 1 平成24年度（テーマ：学校教育に係る事務の執行及び運営管理について）

#### ○学校教育に係る事務の執行及び運営管理について

##### 第1. 岐阜県教育委員会及び教育事務所に關する事項

記載頁	結果の内容	左記に基づき講じた措置
116	<p>【校舎として利用しなくなった学校施設の管理状況について ③教育資産の処分と有効活用について】</p> <p>未だ処分されていない備品が両校ともに多数存在した。他校より管理換えの要請があれば、管理換えを行うことから処分せずに残してあるが、供用開始から年数も経っていることから他校に管理替えを行うのも困難な備品もある。今後転用の可能性のない教育資産については、処分計画等を策定し、計画的に教育資産の処分を行うべきである。また、多数の教育資産が両校で未使用の状況となっていることは、教育資産が有効利用されているとは言えない状況である。</p> <p>したがって、現在、岐阜県内の高等学校に対してのみ保有資産の情報を開示しているが、高等学校ではすでに需要が少なくなっている現状を踏まえ、開示対象を県内の小・中学校まで拡大することで、資産の有効活用を図る必要がある。</p> <p>また、いつまでに備品の処分を完了する予定であるなど、明確な期限が決められていないので、処分完了の期限を設け、それまでに管理換えが行われなかったものは処分するなどの処理を取るべきである。</p>	<p>【中津高等学校】</p> <p>平成27年度に特別支援教育課を通じて利用可能な書籍を岐阜城北高等学校旧藍川校舎（平成29年度に高等特別支援学校として開校予定）へ譲渡（H27.11.27）及びピアノ1台を同校へ管理換え（H28.2.22）した。</p> <p>また、演台1台を岐阜希望が丘特別支援学校へ管理換え（H27.12.2）した。その他の有効活用が図れないと判断される備品は不用決定の事務手続きを経て、一般廃棄物として廃棄し、旧恵那北高等学校の備品処分を終了した。</p>

### 2 平成25年度（テーマ：公有財産等に係る事務の執行）

#### 3 個別検討に係る結果

区分	監査結果報告書記載頁	結果の内容	左記に基づき講じた措置
治山課、森林公社（シミュレーションでの変動要因の影響の検討不十分）	194	<p>【シミュレーションでの変動要因の影響の検討不十分】</p> <p>森林公社では、収支見込と合わせて、木材価格、販売材積及び利率の変動による収支見込の変動を試算していますが、これらの変動要因のこれまでの推移等が提示されておらず、変動要因がどの程度の幅で、どの程度変動しうるかに関する情報とつながっていないことから、公社の具体的な収支見込の幅を想定することは、実質的にはできない状況です。</p> <p>森林公社の実施する事業の性格を踏まえ、森林公社が置かれている状況、経営改善に向けた取組方針とその結果、主たる変動要素の変動を織り込んだシミュレーションを踏まえた森林公社の経営状況を県民に対して適時に公開することが必要であると考えます。県においても、起こりうるリスク・発生しうる負担の額を把握し、県として講じるべき対策の策定に役立てていく必要があります。</p>	<p>【治山課、森林公社】</p> <p>長期収支の試算にあたり、変動要因となる木材価格、販売材積、利率の変動幅を示し、公社の収支見込の変動幅を想定することにより、県においても、起こりうるリスク・発生しうる負担の額を把握し、あわせて、公社の経営状況を県民に対しても周知するため、ホームページに公開した。</p>
治山課、木曾三川水源造成公社（シミュレーションでの変動要因の影響の検討不十分）	212	<p>【シミュレーションでの変動要因の影響の検討不十分】</p> <p>木曾三川水源造成公社では、収支見込と合わせて、木材価格、販売材積及び利率の変動による収支見込の変動を示していますが、これらの変動要因のこれまでの推移等が提示されておらず、変動要因がどの程度の幅で、どの程度変動しうるかに関する情報とつな</p>	<p>【治山課、木曾三川水源造成公社】</p> <p>長期収支の試算にあたり、変動要因となる木材価格、販売材積、利率の変動幅を示し、公社の収支見込の変動幅を想定することにより、県においても、起こりうるリスク・発生しうる負担の額を把握し、あわせて、公社の経営状況を県民に対しても周知するため、ホームページに公開した。</p>

	<p>がっていないことから、公社の具体的な収益見込の幅を想定することは、実質的にはできない状況です。</p> <p>木曽三川水源造成公社の実施する事業の性格を踏まえ、木曽三川水源造成公社が置かれている状況、経営改善に向けた取組方針とその結果、主たる変動要素の変動を織り込んだシミュレーションを含む木曽三川水源造成公社の経営状況（現状と予測）を県民に対して適時、公開することが必要であると考えます。</p> <p>また、環境要因の変動は、木曽三川水源造成公社の経営状況に対して少なからぬ影響を及ぼすことに鑑みて、リスク要因を適切に把握し、適時、シミュレーションの見直しを行って、リスクを最大に反映させた場合の県への負担も踏まえたうえで、木曽三川水源造成公社における事業内容の見直しなど、県として講じるべき対策の策定に役立てていく必要があります。</p>	
--	---	--

### 3 平成27年度（テーマ：指定管理者制度適用に関する公の施設に係る事務の執行）

#### 4 指定管理者制度導入施設

##### (2) 視察実施施設

区分	監査結果報告書記載頁	結果の内容	左記に基づき講じた措置
指定管理者 (経費の勘定科目誤り)	72 (岐阜メモリアルセ	【経費の勘定科目誤り】 スポーツドクター、看護師への謝金、これらの振込手数料、派遣社員の派遣元への支払は（公財）	【指定管理者】 (所管課：地域スポーツ課) 指摘事項について、以下のとおり報告を受けた。

	ンター)	岐阜県体育協会の職員でない者に関する支払であるため、人件費以外の勘定科目を使用することが必要です。	今後は諸謝金・手数料・委託料といった適切な勘定科目を使用することとし、平成28年度の収支計画において適正な勘定科目を使用した。
	94 (岐阜県立陽光園)	<p><b>【経費の勘定科目誤り】</b></p> <p>平成26年度の事業報告書上、自主事業である日中一時支援事業に関する経費は全額人件費でしたが、当該人件費の算出資料においては、内訳は人件費と給食費でした。</p> <p>本来、給食費は人件費ではなく事業費として処理・報告すべきであり、正しい科目で処理することが必要です。</p>	<p><b>【指定管理者】</b></p> <p>(所管課：障害福祉課)</p> <p>指定管理者から経理規程の再確認と、規程に基づいた処理の徹底を図る旨、報告を受け、県による現地確認において会計書類の整合性を確認した。</p> <p>(現地確認日)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成28年3月17日</li> <li>・平成28年5月27日</li> </ul>
文化振興課・指定管理者(利用料金規程の県への未提出)	80 (岐阜県民ふれあい会館)	<p><b>【利用料金規程の県への未提出】</b></p> <p>指定管理者は、利用料金の額及び納付方法の詳細(減免の基準を含む。)について定めた利用料金規程を整備するとともに、利用料金規程を指定期間の開始前に県に届け出ることが必要です。</p> <p>また、県は、届出事項について、届出が行われているかを確認することが必要です。</p>	<p><b>【文化振興課、指定管理者】</b></p> <p>平成28年3月10日付で、指定管理者から利用料金規程の届出を受けた。</p>
指定管理者(無料シャトルバスの運行に係る経費の負担者不適切)	81 (岐阜県民ふれあい会館)	<p><b>【無料シャトルバスの運行に係る経費の負担者不適切】</b></p> <p>ふれあい会館の無料シャトルバスの運行は、自主企画事業であるコンサートの実施日のみ運行されており、指定管理業務のために行っているものですが、当該運行経費を指定管理者を構成するグループの代表構成員である会社が負担しており、指定管理業務に係る経費として扱っていません。</p> <p>無料シャトルバスの運行は本来、指定管理業務に関連付けて認識すべき事業であり、運行経費は</p>	<p><b>【指定管理者】</b></p> <p>(所管課：文化振興課)</p> <p>シャトルバスの運行経費について、指定管理業務に係る経費としたことを、平成28年6月17日に現地調査にて確認した。</p>

		指定管理者が負担することが必要です。	
障害福祉課、指定管理者（施設利用料金の書面による承認の実施）	9 2 (岐阜県立陽光園)	【施設利用料金の書面による承認の実施】 岐阜県陽光園管理運営協定書に従って、利用料金について書面による県の承認を受けることが必要です。	【障害福祉課、指定管理者】 協議・承認を要する事項を再確認するとともに、平成 28 年度の利用料金等について書面による県の承認を行うなど事務処理の徹底を図った。
指定管理者（備品台帳の記載の正確性未確認）	9 4 (岐阜県立陽光園)	【備品台帳の記載の正確性未確認】 備品台帳は総勘定元帳の補助簿に相当する帳簿であり、県福祉事業団の経理規程に基づき、備品台帳と総勘定元帳との整合性を確認することが必要です。	【指定管理者】 (所管課：障害福祉課) 指定管理者から経理規程の再確認と、規程に基づいた処理の徹底を図る旨、報告を受け、県による現地確認において会計書類の整合性を確認した。 (現地確認日) ・平成 28 年 3 月 17 日 ・平成 28 年 5 月 27 日
指定管理者（月次業務報告書の提出遅延）	1 0 5 (岐阜県科学技術振興センター)	【月次業務報告書の提出遅延】 年度協定で定められた期限内に月次業務報告書を提出することが必要です。	【指定管理者】 (所管課：産業技術課) 指定管理者に期限内の提出を指示した。さらに、毎月期限内に提出できるよう改善した旨、報告を受けた。
	1 1 6 (セラミックパークMINO)		【指定管理者】 (所管課：地域産業課) 報告書は各業務担当の集計により作成されるため、業務フローを見直し、毎月期限内に提出できるよう改善した旨、報告を受けた。
	1 3 2 (花フェスタ記念公園)	【月次業務報告書の提出遅延】 年度協定で定められた期限内に月次業務報告書を提出することが必要です。 実務上、提出が不可能であれば、県と協議のうえ、実施可能な期限を設定するとともに、これを遵守することが必要です。	【指定管理者】 (所管課：都市公園課) 基本協定書に定める期限内に提出できるよう徹底した。
指定管理者（利用料金）	1 0 6 (岐阜	【利用料金後納申請書の未作成】 岐阜県科学技術振興センター	【指定管理者】 (所管課：産業技術課)

後納申請書の未作成)	県科学技術振興センター)	条例施行規則の定めに従って、利用料金後納申請書に基づいた承認を行うことが必要です。岐阜県科学技術振興センター条例施行規則の定めが、本来あるべき運用に合致していない場合には、規則の変更を行うことが必要です。	岐阜県科学技術振興センター条例施行規則に従って、利用料金後納申請書を作成していることを確認した。
産業技術課、指定管理者(運営協議会の未設置)	106 (岐阜県科学技術振興センター)	<b>【運営協議会の未設置】</b> 基本協定書において、運営協議会の設置を要請している以上、運営協議会に関して必要な取決めを行うとともに、目的を踏まえて運営協議会を開催することが必要です。運営協議会自体が不要であると判断されるのであれば、基本協定書の見直しを行うことが必要です。	<b>【産業技術課、指定管理者】</b> 科学技術振興センターの関係団体による情報交換及び施設の利用促進を図るため、平成28年2月3日に協議会を開催した。
所管課による事業報告書計上額の確認	108 (岐阜県科学技術振興センター)	<b>【所管課による事業報告書計上額の確認】</b> 事業報告書により正確な事業の実態を把握するためには、正しい会計記録に基づき事業報告が作成されることが必要です。 所管課は、指定管理者が会計記録に基づき適切に事業報告書を作成していることを確認することが必要です。	<b>【産業技術課】</b> 平成28年6月に実施した四半期検査において、指定管理者が会計記録に基づき適切に事業報告書を作成していることを確認した。
指定管理者(利用日数の報告数値の不一致)	117 (セラミックパークMINO)	<b>【利用日数の報告数値の不一致】</b> 業務報告書で報告される利用日数は、管理資料の正確性を確認したうえで、報告資料に反映させることが必要です。	<b>【指定管理者】</b> (所管課：地域産業課) 基本となる管理資料が正確となるよう業務フローを見直し、業務報告書作成には毎月複数職員で確認するようにした旨、報告を受けた。
指定管理者(使用料金管理資料と報告資料の整合性の確認未実施)	117 (セラミックパークMINO)	<b>【使用料金管理資料と報告資料の整合性の確認未実施】</b> 使用料金管理資料に基づいて、県に利用料金の収受状況の報告を行うにあたっては、指定管理者は、作成資料の正確性の確認を行	<b>【指定管理者】</b> (所管課：地域産業課) 指摘事項について、以下のとおり報告を受けた。 基本となる利用料金管理資料には正確な利用料金が反映されるよう利用実

		うとともに、会計帳簿との整合性の確認を行うことが必要です。	績明細表を必ず確認し作成するとともに、業務報告には毎月複数職員で基本資料との確認を行うよう改善した。
指定管理者 (利用料金の収受状況の報告のための管理資料の保管不適切)	1 1 8 (セラミックパークMINO)	<p><b>【利用料金の収受状況の報告のための管理資料の保管不適切】</b></p> <p>県への利用料金の収受状況の報告にあたり、利用料金の収受状況の報告の基礎となる資料が確認できない状況にありました。</p> <p>報告資料の基礎データについては、データの根拠を整然と説明できる形で、相当期間保管しておくことが必要です。</p> <p>また、指定管理者として、資料の保管期間・保管方法を取決めておくことが必要です。</p>	<p><b>【指定管理者】</b> (所管課：地域産業課)</p> <p>会計補助簿として作成していた施設使用料管理表を最終的に出力し、会計書類として保管するようにした旨、報告を受けた。</p>
指定管理者 (施設利用料収入の報告数値の不一致)	1 1 8 (セラミックパークMINO)	<p><b>【施設利用料収入の報告数値の不一致】</b></p> <p>月次業務報告書の基礎となる使用料金管理資料は、利用の事実に基づいて把握・集計されるべきものであり、利用実績と整合させることが必要です。</p>	<p><b>【指定管理者】</b> (所管課：地域産業課)</p> <p>指摘事項について、以下のとおり報告を受けた。</p> <p>会計補助簿として作成していた施設使用料管理資料については、取引明細書及びキャンセル情報を確実に反映させるようにした。報告書については、毎月複数職員で基本資料との確認を行うよう改善した。</p>
指定管理者 (施設の管理運営業務と自主事業間の取引の消去漏れ)	1 2 1 (セラミックパークMINO)	<p><b>【施設の管理運営業務と自主事業間の取引の消去漏れ】</b></p> <p>自主事業会計から施設の管理運営業務会計へ支払う負担金は指定管理者内部での取引であり、外部に対する支出ではありません。</p> <p>自主事業の支出、施設の管理運営業務の収入として計上したうえで、指定管理者全体の収支としては消去する必要があります。</p>	<p><b>【指定管理者】</b> (所管課：地域産業課)</p> <p>平成 27 年度決算報告では、自主事業（物販等事業会計）からの負担金支出を内部間取引として消去し、誤りのないよう処理した旨、報告を受けた。</p>
指定管理者 (利用収入)	1 3 3 (花フ)	<p><b>【利用収入の計上額の妥当性の検証未実施】</b></p>	<p><b>【指定管理者】</b> (所管課：都市公園課)</p>



の計上額の 妥当性の検 証未実施)	エスタ 記念公 園)	収入の計上は、個別業務の積上げに基づいて行われるべきものであり、指定管理施設において把握されている情報と会計帳簿との整合性を適時に確かめることが必要です。差異が生じている場合には、その要因を検証のうえ、必要な補正手続を実施することが必要です。	利用料金調書と会計システムの差異が認められた場合は、その時点で調査をおこない、必要な補正手続を行うこととした旨、報告を受けた。
指定管理者 (収入計上 に係る根拠 資料との整 合性の確認 未実施)	1 3 4 (花フ ェスタ 記念公 園)	【収入計上に係る根拠資料との整合性の確認未実施】 資料の作成にあたっては、根拠資料との整合性を適時に確認することが必要です。	【指定管理者】 (所管課：都市公園課) 発券管理システムに計上される金額をもとに利用料金調書を作成する際、人為ミスがあったため、現在は二重チェックによる調書の検算を実施している旨、報告を受けた。
制限行為許 可の指定管 理者への通 知漏れ	1 3 6 (花フ ェスタ 記念公 園)	【制限行為許可の指定管理者への通知漏れ】 県と指定管理者との情報のやり取りが適切に行われていない結果、利用者が施設を利用するにあたり、心証を害したり、スムーズに利用手続ができないといった弊害も起こりうることから、県営公園管理事務の手引に従い、指定管理者に対する通知を確実に行うことが必要です。	【都市公園課】 制限行為許可の指定管理者への通知が適切になされるよう土木事務所に周知し、徹底させた。
指定管理者 (施設の官 営運営業務 と自主事業 の区分)	1 3 7 (花フ ェスタ 記念公 園)	【施設の管理運営業務と自主事業の区分】 施設の管理運営業務と自主事業の収支を区分把握し、事業ごとの評価が行えるよう、収入だけでなく支出についても区分することが必要です。 そもそも指定管理期間の最初の年度である平成23年度の事業計画書が提出された段階で、所管課である都市公園課側で自主事業の支出が区分されていない旨を	【指定管理者】 (所管課：都市公園課) 平成28年度事業計画、業務確認、事業報告から、収入と同様に支出についても、指定管理事業と自主事業を区分している旨、報告を受けた。

		指摘し、改善を求めるべきです。	
業務実績報告書の報告体制の整備及び確認の実施	140 (花フェスタ記念公園)・ 162 (平成記念公園)	【業務実績報告書の報告体制の整備及び確認の実施】 土木事務所は、業務実績報告書において正確な報告を行うための体制を整えるとともに、都市公園課は報告内容が妥当であることを確認する必要があります。	【都市公園課】 月次業務報告の際に土木事務所とともに記載内容の確認を行い、土木事務所の報告については、複数の職員で確認を行っている旨、報告を受けた。
指定管理者 (個人サポーターの会員料金設定に係る県への申請漏れ)	149 (世界淡水魚園水族館)	【個人サポーターの会員料金設定に係る県への申請漏れ】 個人サポーターの会員料金について、県への申請が行われていません。当該制度及び会員料金について、県への申請を行うとともに、承認を受ける必要があります。	【指定管理者】 (所管課：都市公園課) 平成28年2月に申請を受け、承認した。
都市公園課、指定管理者(月次業務報告書の運用不適切)	157 (平成記念公園)	【月次業務報告書の運用不適切】 基本協定書の定めに従った月次業務報告書の提出が行われていませんでした。県と指定管理者の間で月次業務報告書の位置づけを明確にする必要があります。また、基本協定書で定めた期限内に月次業務報告書を提出する必要があります。	【都市公園課、指定管理者】 基本協定書に定める期限内に提出するよう徹底した。
業務実績報告書及び同報告書に係る業務確認指導記録について(報告)の作成漏れ	158 (平成記念公園)	【業務実績報告書及び同報告書に係る業務確認指導記録について(報告)の作成漏れ】 月次の業務実績の確認を実施し、適切な対応が行われたことを明確にするため、業務実績報告書及び同報告書に係る業務確認指導記録について(報告)を漏れなく作成し、回議のうえ、保管しておく必要があります。	【都市公園課】 月次の業務実績に係る実績報告書及び業務確認指導記録については、複数の職員で作成漏れがないか確認した。
指定管理者 (運営収支報告書に添	160 (平成記念公	【運営収支報告書に添付する確認書の未入手】 9月末の運営収支報告書につ	【指定管理者】 (所管課：都市公園課) 基本協定書で定められているとお

付する確認書の未入手)	園)	いて、基本協定書で定められている税理士の資格を有する者が作成した確認書を適時に入手し、運営収支報告書に添付する必要があります。	り、税理士が作成した確認書を運営収支報告書に添付した旨、報告を受けた。
-------------	----	---	-------------------------------------